

共同研究標準契約書（企業）

中部電力株式会社（以下「甲」という。）と〇〇〇〇株式会社（以下「乙」という。）とは、〇〇〇〇に関する研究（以下「本研究」という。）について、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（研究の目的）

第 1 条 甲および乙は、相互に協力して〇〇〇〇〇〇を目的として、本研究を実施する。

（研究項目）

第 2 条 本研究の研究項目は次の各号のとおりとし、具体的研究内容については、別紙の〇〇〇研究計画書（以下「計画書」という。）に定めるとおりとする。

- ①
- ②
- ③

（研究の分担）

第 3 条 本研究に関する甲および乙の分担は、計画書に定めるとおりとする。

（研究の費用）

第 4 条 本研究に要する費用は、総額金〇, 〇〇〇円（消費税等別）とし、甲はその〇％を、乙はその〇％を負担するものとし、その内訳は別紙 1 のとおりとする。なお、本契約において消費税等とは、消費税および地方消費税相当額をいう。

- 2 前項に定める費用に著しい増減のおそれが生じた場合は、甲乙協議のうえその取扱いを決定するものとする。

（研究費の支払い）

第 5 条 前条の研究の費用の経理は乙が行う。甲は、別紙 2 に定める費用に消費税等を加算した金額を、第 8 条に定める研究報告書の検査合格後、乙の請求に基づき、請求の日の属する月（〇〇日締切り）の翌月末日までに乙に支払うものとする。

（研究の推進）

第 6 条 甲および乙は、計画書に定める研究工程に基づき本研究を実施するものとする。

- 2 甲および乙は、本研究の円滑な推進を図るため、必要に応じ連絡会を開催し、本研究の具体的実施方法、研究結果等について協議するものとする。
- 3 前項に定める連絡会の議事は、その都度乙（or 甲）が議事録に記録し、甲乙相互に確認するものとする。

(技術情報の交換)

第7条 甲および乙は、本研究の実施に必要な技術情報を相互に交換するものとする。ただし、第三者との契約に基づき開示を制限されている技術情報については、この限りでない。

(研究報告書)

第8条 本研究の実施により得られた成果（以下「本成果」という。）の内容、範囲等については、本研究終了時に研究報告書に記載するものとする。

2 乙（or甲）は、次の各研究報告書をそれぞれ〇〇部ずつ作成して、次に定める期日までに甲（or乙）に提出するものとし、甲（or乙）は、提出された研究報告書をすみやかに検査するものとする。

第1回研究報告書 〇〇年〇〇月〇〇日

第2回研究報告書 〇〇年〇〇月〇〇日

第3回研究報告書 〇〇年〇〇月〇〇日

3 甲（or乙）は、前項の検査の結果、研究報告書を不相当と判断した場合には、乙（or甲）に対し研究報告書の修補その他の補正を求めることができるものとし、乙（or甲）は、甲（or乙）から補正を求められたときには、自己の責任と負担においてすみやかに補正するものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第9条 甲および乙は、あらかじめ相手方の書面による承諾を得ることなく、本契約から生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。

(委託の制限)

第10条 甲および乙は、あらかじめ相手方の書面による承諾を得ることなく、本研究を第三者に委託してはならない。

2 甲および乙は、あらかじめ相手方の書面による承諾を得て、本研究を第三者に委託する場合（当該第三者を以下「委託先」という。）は、本契約における自己の義務と同一の義務を委託先に課すとともに、委託先の行為、結果について一切の責任を負うものとする。この場合、委託元となる当事者は、委託先の成果について、本成果として使用できるよう、甲および乙に帰属させるものとする。

3 甲および乙は、前項の場合において、第22条に定める情報を委託先に取り扱わせるときは、当該情報の取扱いに関し、次の各号に定める措置を講じるものとする。

① 甲および乙は、委託に係る業務（以下「委託業務」という。）の実施に必要な範囲内で、第22条ないし第25条の内容と同一の措置を講じることを委託先に義務付けるものとする。

② 甲および乙は、委託先から第22条に定める情報の漏えい等の発生に関し報告があった場合は、ただちに相手方にそれを報告するものとする。

4 甲および乙は、前項に加え、個人情報情報を委託先に取り扱わせる場合において、相手方が委託先の個人情報情報の取扱いに関する委託業務の実施状況について報告を求めたときは、すみやかに委託先に報告を求めるとともに、必要に応じ検査（立入検査を含む。）を実施し、相手方に

報告するものとする。

(成果の帰属と持分)

第11条 本成果は甲および乙の共有とし、その持分は第4条に規定する本研究に要する費用の負担割合と同一とする。

- 2 本成果の内容、範囲等については、本研究終了時に甲乙協議のうえ確認する。
- 3 甲または乙は、自らが本研究以前から保有している、または本研究とは関係なく独自になした発明、考案、意匠、著作物、ノウハウ等に基づく知的財産権が含まれる場合、これらの知的財産権は原保有者たる甲または乙に留保されることを確認する。

(産業財産権の持分)

第12条 本研究に基づいて発生した発明、考案または創作に係る特許権、実用新案権または意匠権（これらを取得する権利を含む。以下「産業財産権」と総称する。）は、甲および乙の共有とし、その持分は第4条に規定する本研究に要する費用の負担割合と同一とする。

- 2 産業財産権は、甲乙共同で出願するものとし、出願手続、登録までの諸手続および登録した場合の産業財産権の維持に関する手続は乙が行い、その費用は甲および乙が産業財産権の持分に応じてそれぞれ負担する。
- 3 乙は、諸書類を特許庁に提出する場合は、あらかじめ甲の承諾を得るものとする。

(産業財産権の譲渡・許諾等)

第13条 甲および乙は、産業財産権について、その持分を第三者に譲渡しまたは第三者に実施を許諾する場合は、あらかじめ相手方の書面による承諾を得なければならない。なお、本契約において産業財産権の実施とは、産業財産権に係る製品を製作し、販売し、使用する等の行為をいう。

- 2 甲および乙は、産業財産権について、質権、専用実施権の設定を行わないものとする。
- 3 甲および乙は、産業財産権に関して、それぞれ無償で自己のために実施（自己の子会社または関連会社等を実施させる場合を含む。）できるものとする。
- 4 甲および乙は、産業財産権の自己の持分を放棄する場合は、あらかじめ相手方に書面をもって通知するものとし、放棄後は、当該産業財産権に関し、甲乙間に一切の権利義務関係が存在しないものとする。この場合の出願人名義変更手続等の費用は、当該持分を承継する者が負担する。

(実施許諾料の分配)

第14条 甲および乙は、第三者に対する産業財産権の実施の許諾（ライセンス）により当該第三者から実施許諾料を得た場合は、産業財産権の持分に応じてそれぞれ分配するものとする。

(実施料および甲に対する販売)

第15条 乙が産業財産権に係る製品（以下「本製品」という。）を販売する場合は、販売開始までに甲乙協議して実施料を定めるものとする。

- 2 乙が本製品を販売した場合は、乙は前項に定める実施料を甲に支払うものとする。
- 3 毎年の実施料の算定対象期間は、前年3月1日から当年2月末日とする。
- 4 乙は、本発明の特許出願等が登録に至らないことが確定した場合または特許権無効等の理由により消滅した場合、当該確定日以降に販売した本製品については、第1項の支払義務を免れる。
- 5 乙が本製品を甲に販売する場合の価格は、第三者に対する販売価格から本条に定める実施料相当額を控除した金額を上まわらないものとする。

(実施料の実績報告と支払い)

- 第16条 乙は、最初の販売以降は、前条の販売実績の有無にかかわらず、販売の相手方、数量、価格を実施料に関する実績として毎年3月20日までに書面をもって甲に報告するものとする。
- 2 乙は、前条の実施料について、甲が発行する請求書に基づき、甲が指定する銀行口座に毎年4月30日までに振り込むことにより支払うものとする。
 - 3 甲は、前項に基づき受領した実施料については、理由のいかんを問わず乙に返還しない。

(著作権の帰属)

- 第17条 本研究の実施により得られた著作物(プログラムまたは研究報告書を含む。)の著作権は、本研究終了時をもって甲および乙の共有とし、その持分は第4条に規定する本研究に要する費用の負担割合と同一とする。
- 2 甲および乙は、前項の著作物に関して、それぞれ無償で複製し、社内で使用できるものとする。
 - 3 甲および乙は、相手方に対し、第1項の著作物に関して、自ら著作者となる場合には、著作者人格権を行使せず、また自己の従業員が著作者となる場合においても、当該従業員には著作者人格権を行使させないものとする。

(著作物の頒布料と支払い)

- 第18条 甲または乙が本研究の実施により得られた著作物を、第三者に頒布する場合は、第三者への頒布開始までに甲乙協議して頒布料を定めるものとする。
- 2 頒布料の支払いと算定対象期間については第15条を、実績報告と支払手続については第16条を準用する。

(ノウハウの内容、範囲等)

- 第19条 本研究の実施により得られたノウハウの内容、範囲等については、本研究終了時に甲乙協議のうえ確認する。

(ノウハウに基づく製品の実施料と支払い)

- 第20条 乙が本研究の実施により得られたノウハウに基づく製品を販売する場合は、販売開始までに甲乙協議してノウハウ実施料を定めるものとする。

- 2 ノウハウ実施料の支払いと算定対象期間については第15条を、実績報告と支払手続については第16条を準用する。

(発表)

第21条 甲および乙は、あらかじめ相手方の書面による承諾を得ることなく、本成果を学会、雑誌、新聞等に発表してはならない。

- 2 甲または乙が本成果を発表する場合は、あらかじめ産業財産権等の出願手続きに支障を与えないよう甲乙協議するものとする。

(秘密保持)

第22条 甲および乙は、次のもの（以下「秘密情報」という。）を秘密として扱い、相手方の書面による事前の同意なしに、それらを第三者に提供、開示または漏洩せず、本研究ならびに本契約に基づく知的財産に係る発明等の出願および本成果の実施以外の目的に使用しないものとする。

- ① 本研究に関して相手方（相手方研究担当者および相手方研究協力者を含む。以下、本条および次条について同じ。）から提供または開示された、技術上または営業上の情報であって、提供または開示の際に相手方より秘密である旨の表示がなされ、または口頭で開示されかつ開示に際し秘密である旨を明示され開示後〇〇日以内に書面で相手方に対して通知されたもの
 - ② 本成果
- 2 前項第1号の情報のうち次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報から除外される。
- ① 相手方からの知得時に既に公知の情報または相手方から知得後に自己の責に帰すべき事由によることなく公知となった情報であるもの
 - ② 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報であるもの
 - ③ 相手方から当該情報を知得した時点で既に保有していたことを書面により立証できる情報であるもの
 - ④ 相手方から知り得た情報によらないで独自に開発したことを書面により立証できる情報であるもの
- 3 第1項第2号の情報（本成果）のうち次の各号のいずれかに該当する情報は秘密情報から除外される。
- ① 本成果が得られた後に自己の責に帰すべき事由によることなく公知となった情報であるもの
 - ② 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報であるもの
 - ③ 本成果が得られた時点で既に保有していたことを書面により立証できる情報であるもの
 - ④ 相手方から知り得た情報によらないで独自に開発したことを書面により立証できる情報であるもの
- 4 第1項の定めにかかわらず、甲および乙は、第13条の定めに基づき第三者に対し産業財産権の実施を許諾する場合は、当該実施に必要な限度において当該産業財産権に関する秘密情

報を提供することができる。この場合、必要があれば甲および乙は、当該第三者をして他に当該秘密情報を開示または漏洩させない措置を講ずるものとする。

- 5 前4項の規定は、本契約中はもとより期間満了または解除による契約終了後においても、〇〇年間有効に存続するものとする。ただし、甲乙協議のうえ、この期間を延長し、または短縮することができる。

（秘密情報の適正管理等）

第23条 甲および乙は、前条の秘密情報の保管管理については、次の各号に定める事項および別紙4の「情報取扱要領」を遵守し、善良なる管理者の注意義務をもって厳重にこれを行うものとする。

- ① 甲および乙が秘密情報を取り扱わせることができるのは、本研究に携わる自己の役員および従業員（以下「従業者」という。）のうち必要最小限の者に限るものとし、それ以外の従業者に取り扱わせてはならない。ただし、甲および乙が秘密情報を取り扱わせる従業者は、就業規則等により守秘義務が課された者に限る。
 - ② 甲および乙は、秘密情報を複製する場合は、本研究の実施に必要な最小限の範囲にとどめるとともに、複製物についても本条に従い適切に取り扱わなければならない。
 - ③ 甲および乙は、秘密情報の漏えい等が生じないよう従業者の教育、訓練を適切に行う等の対策を講じなければならない。
- 2 甲および乙は、相手方から提供または開示された秘密情報を、その他の情報、資料と隔離して管理するものとし、情報、資料の混同を防止しなければならない。
- 3 甲および乙は、万一秘密情報の漏えい等が発生した場合は、相手方にただちにその旨を報告し、相手方の指示に従う。処理に当たっては、自己の責任と負担においてすべて処理するものとし、相手方に一切迷惑をかけないものとする。
- 4 甲および乙は、本研究が完了したときまたは相手方から請求があったときは、秘密情報（複製物を含む。）をすみやかに相手方に返還し、返還不能な秘密情報については、相手方の承諾を得たうえで自己の責任と負担において破棄し、その旨の報告書を相手方に提出するものとする。

（個人情報の適正管理等）

第24条 甲および乙は、相手方から提供され、または本研究の実施に際し取得した個人情報（以下「個人情報」という。）の取扱いについては、第23条の定めに加え、次の各号に定める事項および別紙5の「個人情報取扱要領」を遵守し、適切に管理しなければならない。

- ① 甲および乙は、相手方が本研究に係る個人情報の取扱いに関する実施状況について、報告または検査（立入検査を含む。）の実施を求めた場合、異議なくこれに従うものとする。
- ② 甲および乙は、個人情報の漏えい等が生じないよう、責任者を設置するなど情報管理体制を整えるものとする。

(派遣社員による情報の取扱い)

第25条 甲および乙は、あらかじめ相手方の書面による承諾を得ることなく、派遣社員に【本研究に関する】情報を取り扱わせてはならない。

- 2 甲および乙は、あらかじめ相手方の書面による承諾を得て、派遣社員に【本研究に関する】情報を取り扱わせる場合は、当該派遣社員に守秘義務を課すとともに、第23条および第24条の内容を遵守させるものとする。

(行政機関への情報提供)

第26条 甲および乙は、本契約に基づいて相手方から開示された秘密情報を、行政機関の要請を受けて提供する必要がある場合は、あらかじめ相手方に連絡し、その承諾を得るものとする。

- 2 甲または乙は、秘密情報を緊急に行政機関に提供する必要がある、前項に定める相手方の承諾を得ることができない場合は、秘密情報を「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」第5条第2号ロに定める情報として、提供するものとする。
- 3 前項の場合、甲または乙は、相手方に対してただちに、秘密情報を行政機関に提供したことを報告するものとする。

(第三者との研究)

第27条 甲および乙は、本契約の有効期間中はもとより、本契約の終了後〇ヶ月を経過するまでに次の各号に掲げる行為を行おうとする場合には、あらかじめ相手方の書面による承諾を得なければならない。

- ① 本研究と同一または類似の技術内容について第三者と共同研究または第三者へ委託研究を行う場合
- ② 本研究と同一または類似の技術内容について第三者から研究を受託する場合

(損害賠償)

第28条 甲および乙は、本研究の実施に関し、自己の責に帰すべき事由により相手方または第三者に損害を与えた場合は、すべて自己の責任と負担において解決するものとし、相手方に一切迷惑をかけないものとする。

- 2 本研究の実施に関し、自己の責に帰すべからざる事由により甲または乙が相手方または第三者に損害を与えた場合は、その処理について甲乙協議して決定するものとする。

(契約の解除)

第29条 甲および乙は、相手方が本契約に違反した場合、相手方において本研究を実施することが困難になったと自己が判断した場合、または次の各号のいずれかに該当する場合には、ただちに本契約を解除することができる。この場合、相手方に対する損害賠償の請求を妨げない。

- ① 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力団等その他これらに準ずる者に該当することが判明したとき

- ② 自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為その他これらに準ずる行為を行ったとき

(有効期間)

第30条 本契約の有効期間は、契約締結の日から〇〇年〇月〇〇日までとする。

- 2 前項の定めにかかわらず、産業財産権についての第 12 条から第 16 条までの定めは、当該産業財産権の消滅する日まで有効とする。
- 3 第 1 項の定めにかかわらず、著作権についての第 17 条および第 18 条の定めは、当該著作権の消滅する日まで有効とする。
- 4 第 1 項の定めにかかわらず、ノウハウについての第 19 条および第 20 条の定めは、当該ノウハウが公知となるまで有効とする。
- 5 第 1 項の定めにかかわらず、情報の管理についての第 21 条から第 26 条の定めは、本契約終了後〇年間有効とする。

3 第1項の定めにかかわらず、著作権についての第17条および第18条の定めは、当該著作権の消滅する日まで有効とする。

4 第1項の定めにかかわらず、ノウハウについての第19条および第20条の定めは、当該ノウハウが公知となるまで有効とする。

5 第1項の定めにかかわらず、情報の管理についての第21条から第26条の定めは、本契約終了後〇年間有効とする。

(試作品の取扱い)

第31条 本研究の実施により製作した試作品の所有権は、本研究終了時において乙に帰属するものとし、乙は、自己の責任においてこれを適正に廃棄するものとする。

(廃棄物の適正処理)

第32条 甲および乙は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」その他関係諸法令を遵守し、本研究の実施により生じた廃棄物を、適正に処理するものとする。

(協議)

第 3 3 条 本契約について疑義が生じた場合または本契約に定めのない事項が生じた場合は、甲乙
誠意をもって協議して決定する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

20 年 月 日

静岡県御前崎市佐倉 5 5 6 1

甲 中部電力株式会社
原子力安全技術研究所長 ○○ ○○

原子力安全技術研究所長 ○○ ○○

[illegible]

乙 ○○○○株式会社

○○○○○○○○○○ ○○ ○○

年度別，項目別研究費

(単位：千円)

項 目			研究費	支出額	
				甲	乙
〇〇年度	研究費	(1) 材料の選定			
		ア. AA材の選定	5,000	0	5,000
		イ. BB材の選定	4,000	4,000	0
		(2) CC技術の確立			
		ア. DD試験	9,000	9,000	0
		イ. EE試験	5,000	0	5,000
〇〇年度	研究費	(6) 研究報告書の作成	1,000	500	500
		小 計 ①	24,000	13,500	10,500
		分担金 ②		12,000	12,000
		共同研究相手先への支払額 (②－①)		－1,500	1,500
△△年度	研究費	(3) FF試験			
		ア. GG装置の試作	24,000	0	24,000
		イ. HH試験	9,000	0	9,000
		(4) 実用性の評価	4,000	4,000	0
		(5) 廃棄物処理	1,000	0	1,000
		(6) 研究報告書の作成	2,000	500	1,500
△△年度	研究費	小 計 ①	40,000	4,500	35,500
		分担金 ②		20,000	20,000
		共同研究相手先への支払額 (②－①)		15,500	－15,500
合計	研究費	研究費 ①	64,000	18,000	46,000
		分担金 ②		32,000	32,000
		共同研究相手先への支払額 (②－①)		14,000	－14,000

上記金額には，消費税等を除く。

負担費用

(単位：千円)

	負担費用 (消費税等別)
第 1 回 (〇〇年 4 月～△△年 3 月)	〇, 〇〇〇円
第 2 回 (△△年 4 月～◇◇年 3 月)	〇, 〇〇〇円
合 計	〇, 〇〇〇円

研究工程表

研究項目	年度	〇〇年度						△△年度					
	4	6	8	10	12	3	4	6	8	10	12	3	
(1) 材料の選定													
ア. A A材の選定		■	■	■									
イ. B B材の選定			■	■	■								
(2) C C技術の確立													
ア. D D試験				■	■	■							
イ. E E試験					■	■	■						
(3) F F試験													
ア. G G装置の試作							■	■	■	■			
イ. H H試験										■	■		
(4) 実用性の評価											■	■	
(5) 廃棄物処理												■	
(6) 研究報告書の作成						■	■					■	

第 23 条に規定する「情報取扱要領」は以下のとおり。

情報取扱要領（共同研究）

甲および乙は、研究の実施に伴い相手方より提供された情報（電磁的記録の場合は記録媒体。以下あわせて「情報」という。）、または研究の実施に際し取得した情報の取扱いに関して、下記事項を遵守することとする。

1 物理的安全管理措置の実施

- （1）情報を記載した書類等のキャビネット等への施錠保管または入室管理の徹底。
- （2）情報を含む記録媒体（U S B メモリー，C D 等）のキャビネット等への施錠保管または入室管理の徹底。

2 技術的安全管理措置の実施

- （1）コンピュータウィルスの被害を防ぐためのウィルス対策ソフトウェアのインストールおよび最新のパターンファイルの更新
- （2）情報を含む記録媒体（U S B メモリー，C D 等）に対するパスワード設定。
- （3）ファイル交換ソフトをインストールしたパソコンでの業務実施の禁止。
- （4）私有パソコンにおける情報の保存禁止。

第 24 条に規定する「個人情報取扱要領」は以下のとおり。

個人情報取扱要領（共同研究）

甲および乙は、研究の実施に伴い相手方より提供された個人情報（電磁的記録の場合は記録媒体。以下あわせて「個人情報」という。）、または研究の実施に際し取得した個人情報の取扱いに関して、下記事項に従い実施することとする。

1 人的安全管理措置の実施

- （1）守秘義務を課された者以外の本契約業務への従事を禁止すること。
- （2）個人情報の非開示に違反した場合のルールを定めること。
- （3）個人情報の安全管理に関する従業者の役割および責任を定めたルールを定めること。
- （4）個人情報の安全管理に関する従業者の役割および責任についての教育・訓練を実施すること。

2 物理的安全管理措置の実施

- （1）第三者が容易に入れないスペースにて個人情報を取り扱う業務を実施すること。
- （2）第三者が容易に入れないスペースにて個人情報を取り扱う情報システムに関連する機器等を設置すること。（システム研究に限定）
- （3）個人情報を記した書類等および個人情報を取り扱う情報システムの操作マニュアル等の離席時における机上等への放置を禁止すること。
- （4）個人情報を取り扱うコンピュータを使用していない時は、キーロック、パスワードおよびタイムアウト機能等を設定すること。
- （5）個人情報を記した書類等は、キャビネット等へ施錠保管すること。
- （6）個人情報を含む記録媒体（USB メモリー、CD 等）は、キャビネット等へ施錠保管すること。

3 技術的安全管理措置の実施

- （1）個人情報へアクセス可能な作業担当者は必要最小限とすること。
- （2）担当する業務に応じた必要な個人情報にのみアクセス可能な仕組みとすること。
- （3）作業担当者に対する個人情報への適切なアクセス権を付与する管理者を選任すること。
- （4）コンピュータウイルスの被害を防ぐためのウイルス対策ソフトウェアの導入および最新のパターンファイルの更新を実施すること。
- （5）継続的なセキュリティ情報の入手および必要な措置を実施すること。
- （6）個人情報を含む記録媒体（USB メモリー、CD 等）に対するパスワードを設定すること。
- （7）ファイル交換ソフトをインストールしたパソコンで業務を実施しないこと。
- （8）私有パソコンに個人情報を保存しないこと。

4 組織的安全管理措置の実施

- (1) 個人情報の漏洩等の事故の発生または個人情報取扱要領に定める事項に違反する行為が判明した場合には相手方にすみやかに報告するとともに、そのための状況調査体制および報告連絡体制を構築すること。
- (2) 個人情報を社外に持ち出す場合には、所定の職務権限者の許諾、個人情報を絶えず携行する、帰社時の確認等についてのルールを定めること。
- (3) 個人情報の複製・複写することは原則禁止とし、複製・複写する場合、あらかじめ複製・複写する理由を相手方に申し出、相手方の承諾を得ること。
- (4) 個人情報の原本および複製・複写したものは原則返還とし、返還不能な場合当社、返還不能理由を相手方に申し出、相手方の承諾を得た後、破棄処分とする。返還・破棄いずれの場合にも、「契約終了時における個人情報の返還・破棄に関する報告書」にて、返還・破棄の実施状況を相手方に報告すること。

5 その他

契約期間が1年以上の場合には、「契約期間中における個人情報の取扱いに関する報告書」にて、個人情報の取扱い状況を相手方に報告すること。